

花咲く伊豆の国フェア 2026 in 韮山反射炉

コンテスト出展・審査表彰規定

「花咲く伊豆の国フェア 2026 in 韮山反射炉」における各種コンテストの出展及び審査表彰に関する規定を以下のとおり定める。

I. コンテスト出展規定

1 出展作品の要件

コンテストに出展する作品（以下、「作品」という）の要件は、次のとおりとする。
花咲く伊豆の国フェア 2026 in 韮山反射炉コンテスト開催要領の目的に賛同していただける方で、出展者が自ら制作した作品とする。

2 作品の規格

(1) ハングングバスケット部門

- ・縦 70 cm、横 60 cm以内とし、壁掛けタイプの作品とする。
- ・オーナメント（飾り）の使用を自由とする。

(2) コンテナ寄せ植え部門

- ・幅 70 cm、奥行 60 cm以内に収まるものとする。
- ・オーナメント（飾り）の使用を自由とする。

(3) ミニガーデン部門

- ・幅 1m × 奥行 1m 又は 幅 1.5m × 奥行 1m の花壇とする。
- ・事前に実施するワークショップ（ミニガーデン教室）により制作されたものをそのまま出展作品として取り扱う。

(4) ガーデン部門

- ・幅 3 m × 奥行 2 mの花壇とする。
- ・団体等への事前の参加募集、依頼により制作されたものを出展作品として取り扱う。

3 申込方法

(1) ハングングバスケット・コンテナ寄せ植え部門

出展の申し込みは、事務局への電話による申し込み、または出展申込書（別紙）に必要な事項を記入し、花咲く伊豆の国推進協議会に提出する。ただし、秋の花飾り教室の参加者は当教室への参加申込により、コンテストへの出展申し込みを兼ねるものとする。

申込書の提出方法は持参、郵送、FAX、メールのいずれかとする。

申込期日：令和8年11月6日（金）まで

【申込・お問い合わせ先】

花咲く伊豆の国推進協議会 事務局

〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京 299-6（伊豆の国市 環境政策課内）

TEL 0558-76-8002 / FAX 0558-76-5499

E-mail : kan@city.izunokuni.shizuoka.jp

※ 申込書は、事務局窓口または市ホームページにて入手可能。

市ホームページ : <https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>

(2) ミニガーデン・ガーデン部門

ワークショップ（ミニガーデン教室）又は、団体等ガーデン制作展示への参加により、コンテストへの出展申し込みを兼ねるものとする。

4 作品、資材等の搬入及び搬出

- (1) 作品、資材等の搬入及び搬出は、指定の日時に出品者が責任を持って行う。
- (2) 作品、資材等の搬入及び搬出の経費については、出品者の負担とする。

5 展示管理

下記事項について、予め御了承願います。

- (1) 作品の写真を主催者が使用する場合があります。
- (2) 展示期間中の灌水は主催者が行い、作品の管理には最善の注意を払いますが、破損・盗難等の補償はしません。

Ⅱ. コンテスト審査表彰規定

1 審査会

作品の審査を行うために審査会を置く。

この審査会は、花装飾の知識を有する者数名により構成し、審査員として花咲く伊豆の国推進協議会が委嘱する。

2 審査方法

(1) 審査会は下記に定める審査に項目より審査を実施する。審査は、審査員による合議による。

(2) 審査項目

①デザイン（プロポーション、カラーコーディネート、オリジナル性）

②技術（植物選択、植物配置）

3 異議の申し立て

出展者は、審査についていかなる異議も申し立てることはできない。

4 受賞者の選定

審査会は、審査結果に基づき、部門ごとに次に掲げる賞の受賞者を選定する。

①金賞（1点）

②銀賞（1点）

③銅賞（1点）

5 審査報告

審査員は審査終了後、審査概要及び審査結果を主催者（花咲く伊豆の国推進協議会）に報告する。

6 表彰

審査会により選定された受賞者については、表彰状と副賞を授与し表彰し、市の広報媒体等により公表するものとする。

7 その他

その他、審査表彰に関し必要な事項が生じた場合には、審査員と主催者が協議の上、審査を進めるものとする。

Ⅲ. 一般来場者審査表彰規定

花き緑化の普及啓発を図り、来場者の関心を高める為一般来場者表彰を設ける。

1 審査方法

(1) 来場者一人につき、年齢性別住所を問わず各部門1票の投票をする。

(2) 投票期間 令和8年11月16日(月)9時～令和8年11月20日(金)12時まで

2 受賞者の選定

投票締め切り後、事務局が投票数を確認し各部門の受賞者を決定する。

3 表彰

受賞者については、副賞を授与し、市の広報媒体等により公表するものとする。